



上川路会計通信



税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

■支店 名山町鹿児島ビル事務所



第290号

代表
上川路 長生

ごあいさつ

適材適所

野球のWBCで、大谷翔平選手が語った「憧れるのはやめましょう」に感動したのは3月で、あっという間の12月です。大谷で始まり大谷で終わった一年でした。朝晩の冷え込みが厳しい伊佐市菱刈からの便りでは、冬の鉢花の女王シクラメンが色鮮やかな花を咲かせて、本格的な冬の到来を感じさせてくれました。出水平野には万羽鶴がいつものように飛来しています。卯年を締めくくる“今年の流行語大賞”や、一年を代表する“漢字”が話題となりました。過去最悪の被害で恐れられたクマは冬眠にはいったのでしょうか。そして、下荒田の事務所前の八幡宮通りは、師走を漂わせて普段より多い車列で賑わっています。

岸田文雄首相にとって、厳しい忍耐を強いられた一年となりました。早期の衆院解散が厳しくなったばかりか、総裁再選にも黄信号が灯ってしまいました。報道各社の世論調査で軒並み30%割れを記録していました。所得税減税を目玉に掲げた経済対策が低評価で、得意の外交でも支持率が取り戻せないままです。不祥事を受けた副大臣・政務官3氏の辞任ドミノに関して“不適材不適所”と批判されて、首相の任命責任が追及されました。2025年大阪・関西万博に関しても会場建設費が大幅に上振れする見通しで、世論の反発が強まっています。岸田首相は国民の信頼回復に向けて物価高騰対策で結果を出して、賃上げが来年再来年と続けていけるように努めると強調して、国民の支持回復に意欲を示していました。

11月21日北朝鮮は偵察衛星を打ち上げて、予定していた軌道の投入に成功したと報道しました。核・ミサイル開発を加速する北朝鮮が情報収集能力を大幅に向上させて、地域の平和と安全への脅威が高まることになりました。金正恩総書記は「これで万里を見下ろす『目』と万里をたたく『掌』の両方を我々は手中に収めた」と語り米軍の艦船を撮す写真を手に満面の笑みを見せました。ロシアとの軍事協力を強化するなどして、活路を見い出しています。韓国との軍事合意は事実上破棄されて、韓国のみならず日本の脅威の度合いは増している、ミサイル防衛の整備を急がなければなりません。

イスラム組織ハマスの掃討を目指しイスラエルの大規模な

目次

ごあいさつ “適材適所”	…1P
税務カレンダー	…2P
2023年11月・12月の経理・税務チェックリスト	…3P
会計・税務のQ&A！	
“令和5年分年末調整の変更点”	…4・5P
事業承継・成長戦略のためのM&A情報Vol.5	…6P
電子帳簿保存法	…7P
職員コラム 今月の担当：盛喜 慶子	…7P
随想 “『ゆっくり急げ』	
上川路 美恵野”	…8P

空爆と地上作戦が続いていて、世界から注目を集めています。自衛権の行使を主張するイスラエルは、ハマスを殲滅を宣言して、市民を巻き込んだ戦いを繰り返しています。ハマスが市民を『人間の盾』としているために市民の被害は避けられず、戦闘によるガザ側の死者は1万6千人といわれます。1ヵ月半前にイスラエルに戦闘員を送り込み約1200人の民間人や外国人を殺戮した人数をはるかに超えています。拘束した人質を順次解放する合意のもとに双方の攻撃を一次停止しました。イスラエルは戦闘再開後もハマスを殲滅は完遂すると宣言して、より激しい攻撃の応酬が再開されてしまいました。

18年ぶりにプロ野球セ・リーグを制覇した阪神と、パ・リーグ3連覇を果たしたオリックスの優勝記念パレードが11月23日、神戸・大阪両市で開催されました。述べ100万人といわれるファンで沿道は埋め尽くされ、選手らに声援を送りました。選手達からは、歓喜に酔いしれる優勝のパレードを来年も、との誓いの声がありました。

サッカーJ1では神戸が名古屋に勝利して初制覇を達成しました。絶好調で得点王にも輝いた南さつま市出身の大迫勇也選手は、獅子奮迅の活躍で初制覇に貢献していました。そして県民期待の鹿児島ユナイテッドFCは、最終節で地元ファンの熱い声援に応えJ2昇格を決めることが出来ました。(令和5年12月吉日)

税務カレンダー

税金等の納付・
手続きはお早めに！



2023年12月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31	1/1	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6

正月休み → 1/1 - 1/3

上川路 仕事納め → 12/29

仕事始め → 1/4

<10月決算会社申告書提出>

1月4日まで

- 10月決算法人の確定申告
- 4月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 1月決算法人 第3四半期分
 - 4月決算法人 第2四半期分
 - 7月決算法人 第1四半期分
- 1・4・7・10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 年税額4,800万円超の9月、10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2ヶ月分）

12月11日まで

- 源泉所得税の納付
- 住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額（当年6月～11月分）の納付

■ 本年最後の給与の支払を受ける日の前日まで

- 給与所得者の保険料控除申告書、給与所得者の配偶者控除等申告書、住宅借入金等特別控除申告書の提出

■ 本年最後の給与の支払をする時

- 給与所得の年末調整

■ 12月中の市町村条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

2024年1月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	元旦			仕事始め		
7	8	9	10	11	12	13
	成人の日					
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	2/1	2/2	2/3

<11月決算会社申告書提出>

1月31日まで

- 11月決算法人の確定申告
- 5月決算法人の中間申告（半期分）
- 消費税、地方消費税の中間申告
 - 2月決算法人 第3四半期分
 - 5月決算法人 第2四半期分
 - 8月決算法人 第1四半期分
- 2・5・8・11月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告
- 消費税の年税額が4,800万円超の10月、11月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告
- 支払調書の提出
- 源泉徴収票の交付
- 固定資産税の償却資産に関する申告
- 給与支払報告書の提出

1月10日まで

・源泉所得税の納付（年2回納付の特例適用者は前年7月から12月までの徴収分を1月22日（月）までに納付）

・住民税の特別徴収税額の納付

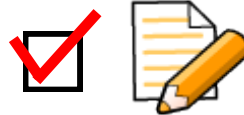
■ 本年最初の給与支払日の前日

- 給与所得者の扶養控除等申告書の提出

■ 1月中の各都道府県・市町村条例で定める日

- 個人の道府県民税及び市町村民税の第4期分の納付

2023年12月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

年末調整の実施

□ 今月は、年末調整の計算月です。年末調整事務に際しては、申告書や必要書類を各社員から提出してもらう必要があります。また、必要に応じて従業員等のマイナンバーの収集及び本人確認の実施も行わなければなりません。取扱のルールを確認し慎重に行いましょう。書類の最終確認や最終給与の決定など業務が重なりますので、作業スケジュールを作成し、進捗管理をしておくことが重要です。

新年度の源泉徴収事務の準備

□ 給与計算の他、源泉徴収は1月からまた新しい年度がスタートします。記載事項に変更がないかどうか、必ず新年度の扶養控除等申告書で確認しましょう。また、当年分の締めくくりとして、支払調書・源泉徴収票などの提出、その合計となる法定調書の提出(1月)に向け、早めに準備をしましょう。

賞与支払届の提出

□ 賞与を支払ったときは、「賞与支払届」を5日以内に年金事務所(健康保険組合に加入している場合は健康保険組合)へ届け出る必要があります。



2024年1月の経理・税務チェックリスト



業務に漏れはありませんか？チェックしてみましょう！

還付申告(所得税の確定申告)の受付開始

□ 所得税の還付を受けるための確定申告書の提出期間の開始は、1月1日からです。早く申告を行えば、還付も早く受けられますので、早めに申告を行いましょう。

固定資産税の償却資産に関する申告

□ 今年の1月1日現在所有している償却資産について、1月中に市区町村へ申告します。納付税額は、市区町村から土地・建物等の固定資産税と一緒に後日通知されます。

給与所得者の扶養控除等申告書の回収と源泉徴収票の交付

□ 本年分の給与所得者の扶養控除等申告書の回収が終わっているか今一度確認しましょう。回収期限は、本年最初の給与支払日の前日です。個人番号記載に係る本人確認や、必要事項の記載もれがないかどうかの確認をしましょう。また、昨年の給与に係る源泉徴収票は、年末調整の対象者か否かに限らず全ての給与受給者に交付しましょう。

各種法定調書の提出

□ 毎年1月は各種法定調書の提出月です。法定調書には源泉徴収票、報酬等の支払調書、給与支払報告書などがあります。各種調書には税務署や市区町村への提出の要件が定められています。税務署から送付される説明書等を確認の上、提出しましょう。



テーマ 『令和5年分年末調整の変更点』

年末調整の時期がやってきました。令和5年度分の年末調整の変更点等確認していきたいと思えます。

参考資料:国税庁HP

◆令和5年分年末調整の変更点等◆

- ① 扶養控除等が適用される国外居住親族の範囲が一部変更
- ② 住宅ローン控除の期間・控除率などが変更

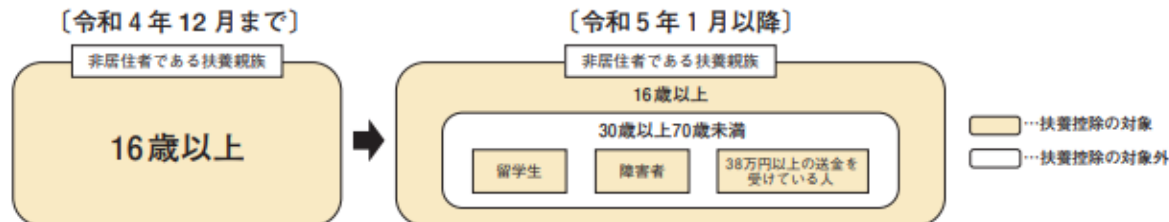


① 扶養控除等が適用される国外居住親族の範囲が一部変更

(1) 令和5年1月から、扶養控除の対象となる非居住者である扶養家族は、次に上げる人とされました。

- イ. 年齢16歳以上30歳未満の人
- ロ. 年齢70歳以上の人
- ハ. 年齢30歳以上70歳未満の人のうち、次のいずれかに該当する人
 - ① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人
 - ② 障害者
 - ③ 扶養控除の適用を受けようとする所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人

【扶養控除の対象となる非居住者である扶養親族の範囲】



(2) 年末調整において、扶養控除の適用を受けようとする非居住者である扶養親族が上記(1)に該当する場合は、次の表のとおり、その扶養親族に係る確認書類を、給与の支給者に提出し、又は提示する必要があります。

【扶養控除に係る確認書類】

非居住者である扶養親族の年齢等の区分		扶養控除等申告書の提出時に必要な書類	年末調整に必要な書類
16歳以上30歳未満		「親族関係書類」	「送金関係書類」
30歳以上70歳未満	① 留学により国内に住所及び居所を有しなくなった人	「親族関係書類」及び「留学ビザ等書類」	「送金関係書類」
	② 障害者	「親族関係書類」	「送金関係書類」
	③ 所得者からその年において生活費又は教育費に充てるための支払を38万円以上受けている人	「親族関係書類」	「38万円以上の送金関係書類」
(上記①～③以外の者)		(扶養控除の対象外)	

②住宅ローン控除の期間・控除率などが変更



住宅ローン控除(住宅借入金等特別控除)とは、住宅の取得を支援し、その促進を図るため、住宅及びその敷地となる土地の取得に係る毎年の住宅ローン残高の0.7%を最大13年間に、所得税から控除する制度です。(所得税から控除しきれない場合、翌年の住民税からも一部控除)。

令和4年から令和7年までの間に入居した場合の「住宅借入金などの年末残高の限度額」「控除率及び控除期間」が住宅の種類などに応じて、下記表のとおりに変更されました。

新築／既存等	住宅の環境性能等	借入限度額		控除期間
		令和4・5年入居	令和6・7年入居	
新築住宅 買取再販 ⁽¹⁾	長期優良住宅・低炭素住宅	5,000万円	4,500万円	13年間 ⁽²⁾
	ZEH水準省エネ住宅	4,500万円	3,500万円	
	省エネ基準適合住宅	4,000万円	3,000万円	
	その他の住宅 ⁽²⁾	3,000万円	0円 ⁽²⁾	
既存住宅	長期優良住宅・低炭素住宅 ZEH水準省エネ住宅 省エネ基準適合住宅	3,000万円		10年間
	その他の住宅	2,000万円		

(1)宅地建物取引業者により一定の増改築等が行われた一定の居住用家屋。

(2)省エネ基準を満たさない住宅。令和6年以降に新築の建築確認を受けた場合、住宅ローン減税の対象外。

(令和5年末までに新築の建築確認を受けた住宅に令和6・7年に入居する場合は、借入限度額2,000万円・控除期間10年間)

【主な要件】

- | | | |
|----------------------|-------------------------|---|
| ①自らが居住するための住宅 | ④住宅ローンの借入期間が10年以上 | 等 |
| ②床面積が50㎡以上(*) | ⑤引渡し又は工事完了から6ヶ月以内に入居 | |
| ③合計所得金額が2,000万円以下(*) | ⑥昭和57年以降に建築又は現行の耐震基準に適合 | |
| | | |

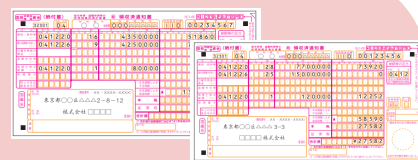
(*)令和5年末までに建築確認を受けた新築住宅を取得等する場合、合計所得金額1,000万円以下に限り、床面積要件が40㎡以上。

スケジュールの確認

● 過納額の還付、不足額の徴収・納付

納期限 令和6年1月10日(水)

※納期の特例の承認を受けている場合は、令和6年1月22日(月)



● 源泉徴収票等の作成・提出

令和6年1月31日(水)までに、次の書類の交付及び提出が必要です

書類名	交付先・提出先
源泉徴収票	従業員に交付
源泉徴収票 + 法定調書合計表	源泉徴収義務者の所轄税務署に提出
給与支払報告書 + 給与支払報告書(総括表)	従業員の住所地の市町村に提出

ご不明な点がございましたら、担当者へお問い合わせください！！

事業承継・成長戦略のための M&A情報 Vol.5

事業承継の選択肢として話題の、M&Aについて情報をお届けします。





今回は、事業承継の選択肢それぞれのメリット・デメリットについてご紹介させていただきます。

御社の将来にとって、どの方法がベストな選択肢なのか？ご参考にしていただければ幸いです。

M&A基礎知識

【その5】事業承継の選択肢比較

それぞれの特徴（メリット・デメリット）について

	親族承継	第三者承継①	第三者承継②	清算
	 <p>息子 娘 娘婿 嫁 甥 姪</p>	 <p>社員</p>	 <p>M&A</p>	 <p>廃業</p>
従業員の雇用	○ 雇用継続	○ 雇用継続	○ 雇用継続 ※雇用条件が変更になるケースもあり	× 解雇
取引関係者の理解	○ 得られやすい	○ 得られやすい	△ 得られる ※しっかりした説明が必要	× 得られにくい
金融機関借入連帯保証	△ 承継者が引き継ぐ ※引継ぎを拒否されるケースもあり	△ 承継者が引き継ぐ ※引継ぎを拒否されるケースもあり	○ 解除される	△ 全額返済が前提
株式の引継ぎ費用	相続税や贈与税を支払う	承継者が買い取る ※資金力が足りず買えないケースも多い	譲受け企業が買い取る ※創業者利益を確保できる	資産を全て清算する
会社の成長	承継者の経営能力によるところが大きい		譲受け企業の経営資源により成長する可能性がある	会社は消滅する

それぞれの特徴を理解した上で、会社の将来にとってどの方法が良い選択となるのか、じっくり考えてみましょう！

個別相談会受付中です

現在、関与先様の事業承継・成長戦略等の様々な経営課題についてご相談を受け付けております。税理士法人上川路会計では、日本M&Aセンターとの提携によりM&Aを活用した経営課題解決をサポートする体制を整えています。ご相談は監査担当者へ、どうぞお気軽にお声がけ下さい。

M&Aに関するご相談は税理士法人上川路会計へ！

「電子取引」のデータを紙に出力して保存する方法⇒令和6年1月以降は廃止

●電子帳簿保存法にもとづく「データ保存」とは以下の3つです



新しい制度が始まります。経理手順等をしっかりと確認し、電子データ保存のための準備をしておきましょう!

③令和6年1月より「電子取引データ」を消さずにそのまま保存する必要があります

詳細は国税庁HP「電子帳簿等保存制度特設サイト」にてご確認下さい。

職員コラム

このコーナーでは、当事務所職員がひとりずつマイブームについて紹介していきます。職員それぞれの個性を楽しんで頂ければ幸いです☆

テーマ：「手仕事」

今月の担当：経営支援部 盛喜 慶子

子供に安心安全なものを食べさせたいと考えるようになってから、手作りにハマっています。

日本は世界一添加物の認可数が多い国で、中には常習的に口にすると体に害を及ぼすものもあるそうです。

スーパーで添加物の入っていない食品を探す方が大変なので、段々と手作りを始めたわけですが、特に旬のものを使った季節ごとの手仕事が好きです。



梅の天日干し

一例として春は金柑ジャムやらっきょうを漬け、夏になれば赤紫蘇を煮出してジュースを作

り、仕込んでいた梅を天日干し。秋は生姜の佃煮、冬は味噌を仕込むといった感じです。日常的に作るのは塩麴やぬか漬、味噌玉です。手軽に使用して普段の食事を栄養豊にしてくれるので欠かせません。



娘と味噌玉作り♪

手作りは正直どれも手間がかかり大変です。ですが、出来上がった時の達成感と家族が美味しいと食べてくれるのが嬉しくて続けています。

仕事や子育ての合間でするので、出来る範囲で今後も続けていけたらと思っています。



随想『ゆっくり急げ』 上川路美恵野

ふと気が付くと窓の外が暗くなっていてぎょっとして時計を確認するとまだ終業前。冬至に近づいていくにつれて、そんな日が増えてきました。

暮れのせわしさに「師」も「走る」という師走。十二月の和名のひとつですが、これ以外にも多くの別称があります。

「極月」「限りの月」「除月」などは、一年が最後であることを示す呼び名であってああ、今年も終わってしまうなあ、と焦りに近い気持ちを抱く名称です。

面白いのは「臘月（ろうげつ）」という手書きでは到底書けない難しい文字を使った別称。冬至のあとに獣を狩り神々や祖先を祭る中国の昔の風習「臘」を行う月、という意味だそうです。

その「臘月」を使った禅語に次のようなものがあります。

「看々臘月尽（みよみよ ろうげつ つく）」

禅問答の「誰にも耕される事無く放置されている広大な田を一体どうしたらよいのか？」という問いに対する答えであって、「みるみるうちに12月がおわる」ということです。

一年間があつという間で12月がおわってしまうように、一生もあつという間なのだからぐずぐずせずやるべきことに取り組もう、というような意味でしょうか。

今年、やろうと思っていた目標がかなり積み残しになってしまっている私としてはおおいに耳のいたいところです。

12月は、過ぎ去ろうとしているこの一年の反省をし、来年の目標を立てる時期でもあります。そんな気持ちには「春待月」という別称がぴったりかもしれません。ようやく冬らしくなったのにもう春を待つのかと驚きますが、これは「新春」を待つととらえればよいようです。

この目標を達成するためにどのような姿勢で取り組むのがよいのか。

がむしゃらに強引に進んでは息切れもするし摩擦も大きい。

のんびりゆっくりマイペースでは時間がいくらあっても足りない。

だから「ゆっくり急げ Festina Lente（フェスティナ レンテ）」の心掛けが大切になってきます。

「ていねいに着実に」そして「速やかに」という矛盾するこの二つをどのようにバランスをとって物事に当ればよいのか。その肝心なところが難しいから、積み残しがたくさんできてしまうのでしょうか。気構えだけは高く保持していこうと思います。

Festina Lente（フェスティナ レンテ）とはローマ皇帝アウグストゥスの名句です。この言葉は様々なところで石碑などに刻まれてきましたが、象徴的な図案というものがあり、その中のひとつが「うさぎがかたつむりの殻から上半身を出している」図です。

素早いものの象徴のうさぎとゆっくりのかたつむりの合体であって、図で上手く言葉の説明をしているな、と見るたびに感心します。

うさぎ年はあつという間に過ぎ去ろうとしています。来年は「ゆっくり急げ」を心がけていきたいものです。

今年も一年ありがとうございました。よいお年をお迎えください。



美恵野

来る年の暦の厚さ師走晴れ



連絡先：税理士法人 上川路会計

■本店 下荒田事務所

〒890-0056 鹿児島市下荒田4-1-9
Tel 099-252-7070 FAX 099-252-6400

(旧 甲南永山事務所)

Tel 099-255-3898 FAX 099-255-1992

■支店 名山町鹿児島ビル事務所

〒892-0821 鹿児島市名山町1-3鹿児島ビル4F
Tel 099-223-3465 FAX 099-223-4348

URL <http://kamikawaji-kaikei.com/>

上川路会計

検索

編集後記

今年も残すところあとわずかとなりました。12月に入り、やっと冬らしい寒さになってきました。

年末に向けていつもより忙しくなり体調を崩しやすい時期になります。体調管理に気を付けて元気に乗り切っていきましょう！

今年も一年ありがとうございました。どうぞ良いお年をお迎えください。

編集委員 上川路美恵野 清水 関 鶴田 島中(由) 横山

ご相談は上川路まで

税務や会計、経営や保険などについて、分からないことがあれば上川路会計にご相談ください！

また、お知り合いに開業予定の方がいらっしゃいましたら是非ご紹介ください！！

